

平成20年12月23日

日本医師会総合政策研究機構
代表者様

さいたま市 保健福祉局
福祉部 年金医療課長

日頃、本市の医療費助成事業につきましてご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

このたび、下記のとおり、本市の医療費助成制度における医療費請求方法の変更を予定しております。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、各関係機関様へのご案内につきまして特段のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

なお、公費医療負担番号等詳細につきましては、あらためてご案内いたします。

記

【対象医療制度】

- ・子育て支援医療費助成制度
- ・心身障害者医療費支給制度
- ・ひとり親家庭等医療費支給制度

【改正内容】

現 行：医療費請求明細書による現物支給

改正後：公費医療負担番号による公費併用レセプト請求

※公費医療負担番号は平成21年1月確定予定

【レセプト審査委託先】

- ・埼玉県国民健康保険団体連合会
- ・埼玉県社会保険診療報酬支払基金

【改正時期】

平成21年4月診療分から

【対象医療機関】

さいたま市内、医科、歯科、調剤薬局、訪問看護STの全医療機関

※手書きレセプトによる請求を希望する医療機関は除きます。

※柔道整復等施術関係機関は別方式となります。

担当 さいたま市 保健福祉局 福祉部
年金医療課 福祉医療係 藤原

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1279(直通)

Fax 048-829-1947

E-mail nenkin-iryo@city.saitama.lg.jp

さいたま市福祉３医療

公費医療負担番号制度導入参考資料

各医療機関向け説明資料（抜粋）

- ・医療費請求事務の簡略化について 2
- ・レセコン(医事コン)改修連絡フロー
 - ・医師会会員用 3
 - ・歯科医師会・薬剤師会 各会員用 4
 - ・３師会非会員・訪問看護ＳＴ用 5
- ・平成２０年度 さいたま市福祉３医療の概要 6

さいたま市 保健福祉局 福祉部

年金医療課 福祉医療係

直通電話 ０４８－８２９－１２７９ 担当：藤原

医療費請求事務の簡略化について

【目的】

さいたま市の医療費助成制度における受診及び請求手続きを簡略化し、受給資格者と医療関係機関の手続きにかかる負担を軽減する。

【簡略化の方法】

医療費請求明細書を廃止し、公費医療負担番号制度を導入

【公費医療負担番号制度について】

小児慢性特定疾患、特定疾患などのように、それぞれの医療費助成制度に設定された公費医療負担番号をレセプトに記載して、国保連合会または支払基金に医療費を請求し、支払いを受ける方法。

【公費医療負担番号】

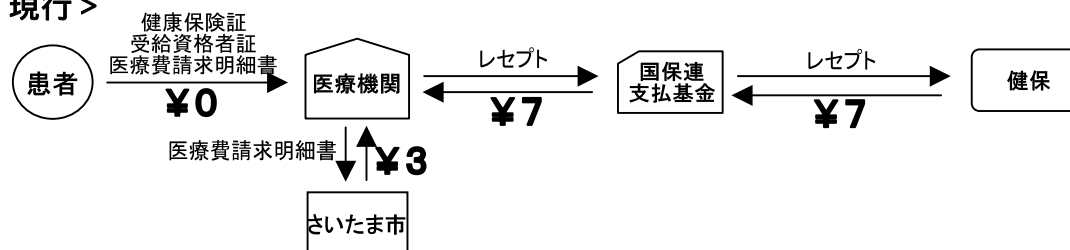
- ・ 公費医療負担者番号（制度別番号） 8桁 10区別
- ・ 受給者番号（患者別番号） 7桁 個人単位

【対象医療制度】

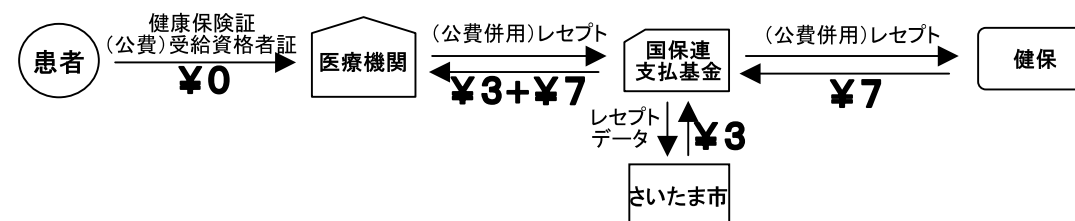
- ・ 子育て支援医療費助成制度
- ・ 心身障害者医療費給付制度（一般障害）（後期高齢者（長寿）医療該当障害）
- ・ ひとり親家庭等医療費支給制度

【受診および請求手続きの比較（例）】

< 現行 >



< 公費医療 >



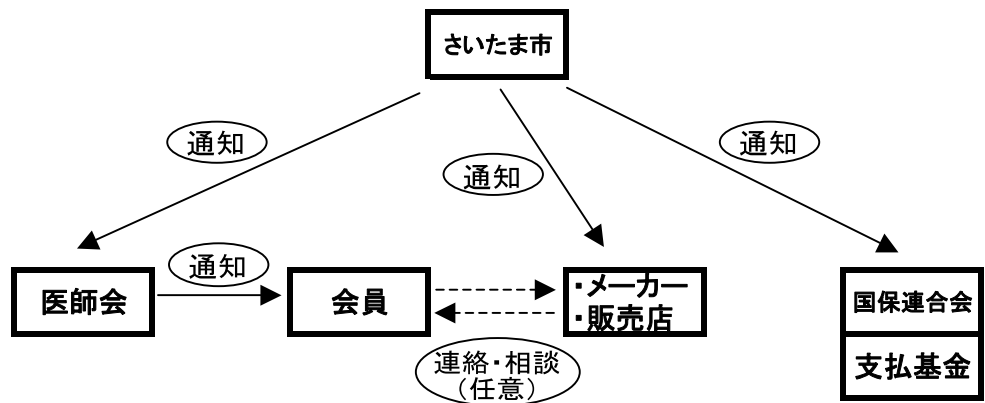
【導入時期】

平成21年4月診療分から。

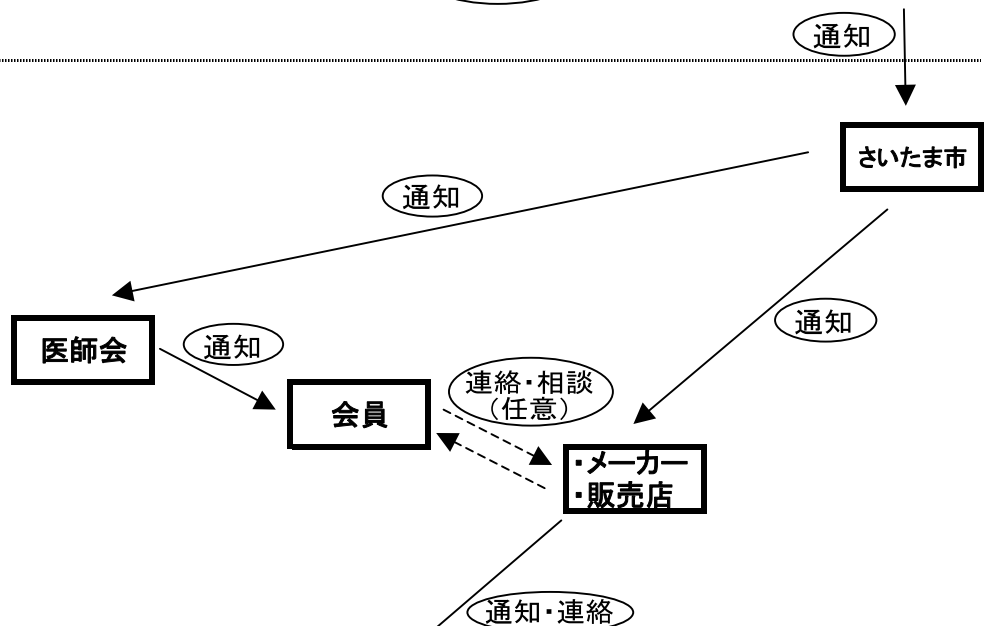
レセコン(医事コン)改修連絡フロー

< 浦和・大宮・与野・岩槻 各医師会会員 >

平成20年～21年
12月～1月
請求方法改正連絡



平成21年
1月
公費医療負担番号
確定連絡



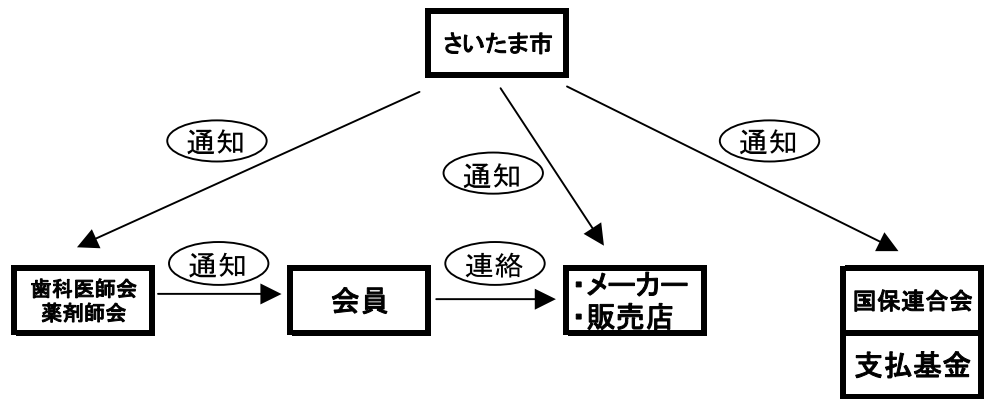
2～3月
レセコン(医事コン)
改修作業



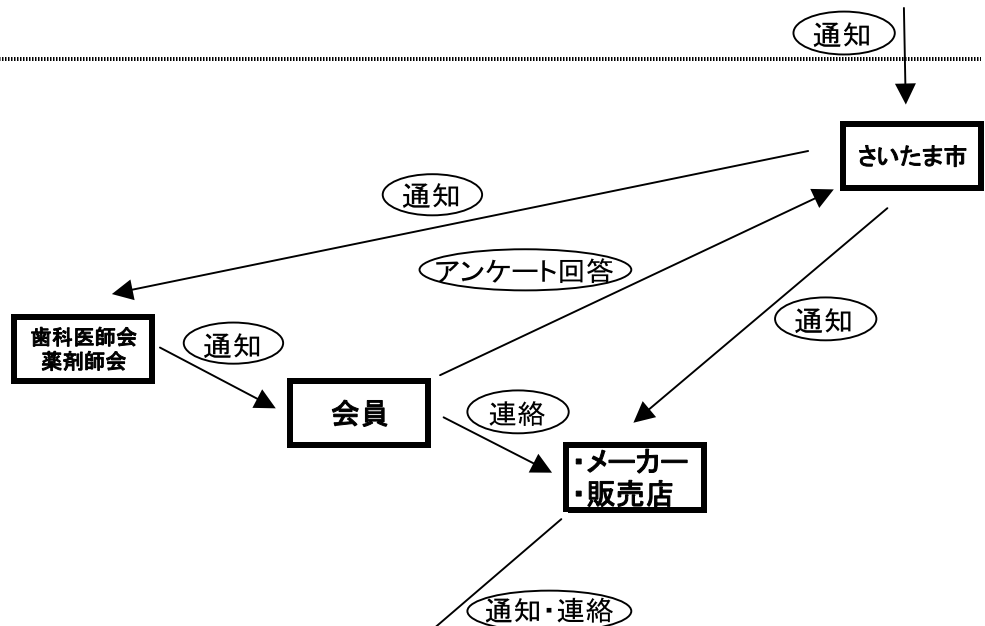
レセコン(医事コン)改修連絡フロー

< さいたま市歯科医師会・さいたま市薬剤師会 各会員 >

平成20～21年
12月～1月
請求方法改正連絡



平成21年
1月
公費医療負担番号
確定連絡



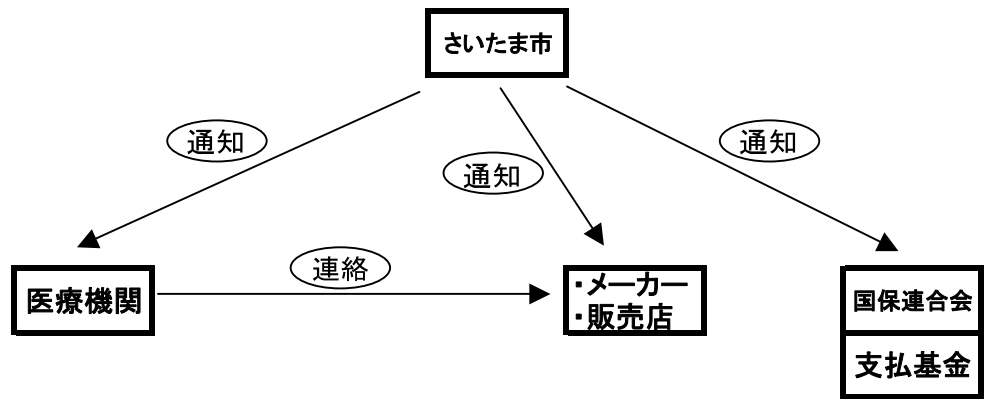
2～3月
レセコン(医事コン)
改修作業



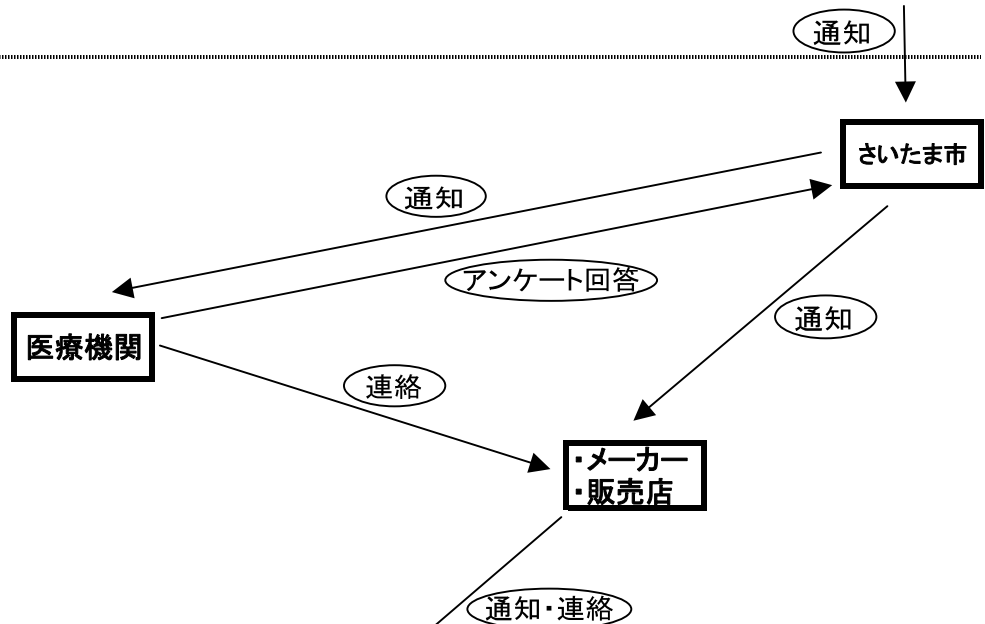
レセコン(医事コン)改修連絡フロー

< 医科・歯科・調剤 各非会員 及び訪問看護ST >

平成20～21年
12月～1月
請求方法改正連絡



平成21年
1月
公費医療負担番号
確定連絡



2～3月
レセコン(医事コン)
改修作業



	子育て支援医療費助成制度	心身障害者医療費支給制度	ひとり親家庭等医療費支給制度	公費負担番号導入による変更
資格付与における3医療共通要件	・さいたま市内に居住する者（住所地特例有り） ・健康保険に加入している者 ・生活保護法、児童福祉法などの他法による医療扶助を受けていない者 ・申請による資格付与	・さいたま市内に居住する者（住所地特例有り） ・健康保険に加入している者 ・生活保護法、児童福祉法などの他法による医療扶助を受けていない者 ・申請による資格付与	・さいたま市内に居住する者（住所地特例有り） ・健康保険に加入している者 ・生活保護法、児童福祉法などの他法による医療扶助を受けていない者 ・申請による資格付与	無
対象者	【0歳から小学校就学前までの乳幼児及び児童】 0歳から6歳に達した後の最初の3月31日まで 【小学校就学後から中学校卒業前までの児童】 小学校就学後から15歳に達した後の最初の3月31日まで ※例外規定 中学校卒業前から中学校卒業後にかけて継続入院していた場合は、中学校卒業後の最初の退院日まで	・身体障害者手帳1・2・3級のいずれかを取得した者 ・療育手帳㊤・A・Bのいずれかを取得した者 ・65歳以上で後期高齢者（長寿）医療の障害認定を受けた者	以下の要件に該当する児童が0歳～18歳に達する最初の3月31日まで、障害のある場合は20歳の誕生日の前日まで、当該児童とその養育者 ・父母が離婚した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が一定以上の障害の状態にある児童 ・父または母が1年以上拘禁されている児童 ・母が未婚で出産した児童 ・その他の理由で父または母がいない児童	無
所得制限	無	無	有 ⇒ 児童扶養手当の所得制限に準拠	無
助成内容	【0歳から小学校就学前までの乳幼児】 ・入院、通院において健康保険各法の規定による患者一部負担金の全額 ・入院時の食事療養標準負担額の1／2 【小学校就学後から中学校卒業前までの児童】 ・入院において健康保険の規定による患者一部負担金全額 ・入院時の食事療養標準負担額の1／2	・入院、通院において健康保険各法の規定による患者一部負担金の全額 ・入院時の食事療養標準負担額の1／2	・入院、通院において健康保険各法の規定による患者一部負担金の全額 ・入院時の食事療養標準負担額の1／2	無
市の規定による患者負担金	無	無	無	無
助成方法	【0歳から小学校就学前までの乳幼児】 ＜市内協定医療機関⇒現物支給方式＞ 上記助成内容に規定される費用の患者窓口負担を無料としているため、医療機関から制度別医療費請求明細書による、さいたま市への直接請求。 ＜市外医療機関及び協定外医療機関⇒償還払い方式＞ 上記助成内容に規定される費用の領収書により、受給資格者（患者）からさいたま市への直接請求。 【小学校就学後から中学校卒業前までの児童】 ＜市内・市外、協定・協定外医療機関⇒償還払い方式＞ 上記助成内容に規定される費用の領収書により、受給資格者（患者）からさいたま市への直接請求。	＜市内協定医療機関⇒現物支給方式＞ 上記助成内容に規定される費用の患者窓口負担を無料としているため、医療機関から制度別医療費請求明細書によるさいたま市への直接請求 ＜市外医療機関及び協定外医療機関⇒償還払い方式＞ 上記助成内容に規定される費用の領収書により、受給資格者（患者）からさいたま市への直接請求。	＜市内協定医療機関⇒現物支給方式＞ 上記助成内容に規定される費用の患者窓口負担を無料としているため、医療機関から制度別医療費請求明細書によるさいたま市への直接請求 ＜市外医療機関及び協定外医療機関⇒償還払い方式＞ 上記助成内容に規定される費用の領収書により、受給資格者（患者）からさいたま市への直接請求。	有
受給資格証の交付	【0歳から小学校就学前までの乳幼児】 ・有 ⇒ 個人単位で1枚 【小学校就学後から中学校卒業前までの児童】 ・無	有 ⇒ 個人単位で1枚	有 ⇒ 世帯単位で1枚	無
受給資格証の有効期限	【0歳から小学校就学前までの乳幼児】 ・6歳に達した後の最初の3月31日まで	平成24年9月30日まで	毎年、12月31日まで ※ただし18歳（障害のある場合は20歳）に達する者については、その規定に合わせた日を、対象者欄に記載	無
受給資格証の更新	無 ⇒ 有効期限終了まで使用	有 ⇒ 5年に1回	有 ⇒ 毎年	無
市外転出後、再転入における取扱い	住民票に基づいて作成するため、受給資格者番号は新規設定	住民票に基づいて作成するため、受給資格者番号は新規設定	住民票に基づいて作成するため、受給資格者番号は新規設定	無